

児童の権利擁護マニュアル

社会福祉法人慈光会 草花保育園

草花保育園の保育士等は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期に最もふさわしい生活の場に作り上げていく。また、保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識しながら入所する子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行う。

（子どもの最善の利益）

- ・ 子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
- ・ 子どもの福祉を積極的に増進していく。
- ・ 乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていく。

（子どもの人権の尊重）

- ・ 保育士等は、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、人権に配慮した保育を行う。
- ・ 体罰や言葉の暴力、日常の保育の中で、子どもに身体的・精神的苦痛を与え、その人格を辱めることが決してないよう、子どもの人権を尊重して保育をする。
- ・ 子どもは、保育士等の姿や言動を敏感に感じ、大きく影響するため、保育士等は常に、自らの人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築いていく。

（生命の保持）

- ・ 子どもの命を守り、一人一人の子どもが快適かつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進を積極的に図り、一人一人の生存権を保障する。

（情緒の安定）

- ・ 保育士等に受け止められながら、安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ・ 保育士等は、子どもをかけがえのない存在、一個の主体として尊重し、主体として受け止め認める。そして、子どもが自己を十分に発揮し、自分への自信につながるようにする。
- ・ 長時間にわたり保育所で過ごす子どもが心身の疲れを癒すため、情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添い、適切に援助する。
- ・ 日頃からの保育士等の温かい受容や優しいまなざし、スキンシップの積み重ねにより、安心感や信頼感を得て、豊かな心が育てられていく。

（生きる力の基礎を培う）

- ・ 保育士等の適切な援助と関わりによって、保育所が乳幼児にとって、安心して過ごせる生活の場となるようにする。あるがままを受け止められ、心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをする。一個の主体として大事にされ、愛おしい存在として認められ、その命を守られ、情緒の安定を図りながら「現在を最もよく生きる」ことで、子どもの心と体を育てていく。
- ・ 教育を、子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助とする。保育士等の援助と環境との相互作用を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけ、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるようにする。
- ・ 保育士等と子どもの間で、社会に共通する習慣や知識、技能、価値感、態度、心持ちなど、文化の継承がなされていくようにする。
- ・ 保育士等は、子どもの発達過程に沿って十分に体を動かす活動を保障する。その時期に合わせた運動を取り入れて遊ぶことは、子どもの心と体を育てる。
- ・ 子どもが一人でじっくりと好きな遊びに取り組めるような時間と空間を保障する。

（子どもの健康支援）

- ・ 日々適切な健康観察を行う。一人一人の子どもの健康状態、発育、発達状態を定期的、または随時把握することで、慢性的疾患や障害の早期発見、不適切な養育等の発見につなげる。
- ・ 健康状態の把握は、園医、歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの心身の状態の観察、保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行う。一人一人の子どもの生育歴に関する情報は、母子健康手帳等を活用することが有効であるが、その際は、保護者の了解を求め、守秘義務についても十分に配慮する。

(健康及び安全)

- ・ 子ども一人一人と集団全体の健康及び安全の確保に努め、また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めるよう支援する。
- ・ 保育士等は、施設内外の保健的環境の維持向上、安全対策の共通理解や体制作り努める。
- ・ 火災や地震、不審者侵入等の危機管理を徹底し、子どもの安全確保に努める。

(プライバシーの保護及び秘密保持)

- ・ 入所児童、保護者に関して知り得た情報は、決して他言しない。
- ・ 個人情報に関する書類の管理を適切に行い、外部へ持ち出さない。
- ・ 保護者等から受けた相談内容、子どもの言葉、他の保護者から得た情報は、園内で適切に検討、処理し、外部に漏れないような配慮をする。
- ・ インターネットのホームページに個人の顔を写真で出す時は、了解を得てから載せている。
- ・ 保護者から了解を得ていない人からの、児童に関する問い合わせには応えない。

(保護者に対する個別支援)

- ・ 子どもの健全育成の観点から、多胎児や低体重出生児、外国籍の子ども、慢性疾患のある子どもへの保護者支援を行う。精神疾患等を抱える保護者、育児不安を持つ保護者への個別的な対応も必要に応じて行う。

(障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援)

- ・ 障害のある子どもが安心して生活できる生活環境をなるようにする。
- ・ 保育士は子どもの発達過程や心身の状態を把握し、理解する。個別指導支援計画を作成し、子どもが安定した生活を送る中で、自己を十分に発揮できるように見通しを持って保育する。
- ・ 障害のある子どもの理解と援助は、保護者や家庭との連携が大切である。保育所と家庭での生活の状況を伝え合いながら子どもへの理解を深めたり、保護者の悩みや不安などを理解し支えていく。

(保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援)

- ・ 子どもの身体の状態、情緒や行動、養育の状態等について、普段からきめ細やかに観察する。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守る。

- ・ 観察のおもな視点
 - (1) **子どもの身体の状態**: 低身長、痩せているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷、皮下出血、骨折、火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加等
 - (2) **心や行動の状態**: 脅えた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癇癩、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、乱暴で攻撃的、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等
 - (3) **不適切な養育状態**: 不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態など
 - (4) **親や家族の状態**: 子どものことを話したがない、子どもの心身について説明しない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登園時刻等
- ・ 保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合は、常に予防的に精神面、生活面を援助していく。
- ・ 虐待が疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市や児童相談所等の関係機関と連携をとり、適切な対応を図る。
- ・ 要保護児童対策地域協議会

・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・

児童憲章 (昭和26年5月5日 宣言)

児童は人として尊ばれる
 社会の一員として重んぜられる
 良い環境の中で育てられる

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と援助が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員として責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的の心がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がきまげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、より良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任、その他不当な取扱ひからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民としての人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

- 1 児童の生存・保護・発達に関するもの
- 2 児童の最善の利益・親の第一次的養育責任等児童の特性に配慮したもの
- 3 児童の意見表明、思想・良心の自由等成人同様の権利を認めるもの

子どもの人権：子どもの基本的人権を尊重することば

放任、遺棄、虐待、プライバシーの侵害

全国保育士倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性をもっています。

私たちは子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人一人の子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

1. 私たちは、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。（**子どもの最善の利益の尊重**）
2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができるよ環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。（**子どもの発達保障**）
3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。（**保護者との協力**）
4. 私たちは、一人一人のプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の静寂や秘密を守ります。（**プライバシーの保護**）
5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。（**チームワークと自己評価**）
6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。（**利用者の代弁**）
7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。（**地域の子育て支援**）
8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。（**専門職としての責務**）

虐待に関する主な通告・相談窓口

*あきる野市子ども家庭支援センター

電話 042-550-3313 FAX 042-550-1062
住所 あきる野市二宮350 あきる野市役所別館1階
開用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

*東京都立川児童相談所

電話 042-523-1321
住所 立川市曙町3-10-19
開用時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

*東京都児童相談所センター

電話 03-5937-2330
住所 新宿区北新宿四丁目6番1号
開用時間 土・日・祝日・夜間対応

*警視庁福生警察署

電話 042-551-0110
住所 福生市加美平3-25

*警視庁五日市警察署

電話 042-595-0110
住所 あきる野市五日市888-7

主な関係機関

虐待、緊急性のある相談の通報・連絡先

*あきる野市子ども家庭支援センター

電話 042-550-3313 FAX 042-550-1062
住所 あきる野市二宮350 あきる野市役所別館1階
開用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

*あきる野市健康福祉部 健康・母子保健系

電話 042-558-5091
住所 あきる野市二宮350
開用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

*あきる野市教育相談所(利川教育相談所)

電話 042-558-6444
住所 あきる野市二宮350
開用時間 月曜日～金曜日 8:30～12:00・13:00～17:00
休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

*社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

電話 03-5300-2990
開用時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00 土曜日10:00～15:00
休所日 日曜日、祝日、年末年始

*東京子どもネット

電話 0120-3366-4152
開用時間 月曜日～金曜日 9:00～20:30 土・日曜日、祝日 9:00～17:00
休所日 年末年始

*4152 (よいこ) 電話相談

電話 03-3366-4152
開用時間 月曜日～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日、祝日 9:00～17:00
休所日 年末年始

*東京法務局 子どもの人権110番

電話 0120-007-110
開用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
休所日 土・日曜日、祝日、年末年始